

1 要介護(要支援)認定申請について

要介護(要支援)の認定

認定調査(コンピュータ判定)の結果と主治医の意見書などをもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で、5分野(直接生活介助、間接生活介助、問題行動関連行為、機能訓練関連行為、医療関連行為)について、要介護認定等基準時間を算出し、その時間と認知症加算の合計を基に要支援1～要介護5に判定されます。

■要介護認定等基準時間

要支援 1	要介護認定等基準時間が 25 分以上 32 分未満又はこれに相当すると認められる状態
要支援 2	要支援状態のうち、要介護認定等基準時間が 32 分以上 50 分未満又はこれに相当すると認められる状態
要介護 1	要介護認定等基準時間が 32 分以上 50 分未満又はこれに相当すると認められる状態
要介護 2	要介護認定等基準時間が 50 分以上 70 分未満又はこれに相当すると認められる状態
要介護 3	要介護認定等基準時間が 70 分以上 90 分未満又はこれに相当すると認められる状態
要介護 4	要介護認定等基準時間が 90 分以上 110 分未満又はこれに相当すると認められる状態
要介護 5	要介護認定等基準時間が 110 分以上又はこれに相当すると認められる状態

※これはあくまでも目安ですので、各個人の状態と完全には一致しないこともあり得ます。



Q 要介護(要支援)認定申請の窓口は、校区ごとに決められているのですか?

こたえ



いいえ。家から一番近かったり、都合のいい窓口で申請することが可能です。申請を行った後の訪問調査については、各校区に応じて管轄の区役所福祉課から訪問しますので、校区の区役所福祉課で認定申請をすると調査日程などの連絡調整がスムーズにできます。



Q 訪問調査の時に家族は立ち会えますか?

こたえ



はい。立ち会うことができます。家族の立ち会いを希望される方は申請の際、申請窓口で受付担当の係員へ伝えてください。日程や立ち会われる方のお名前などをお尋ねします。

2 介護(介護予防)サービス利用までの流れ (介護サービスの種類とその費用)

2 介護(介護予防)サービス利用までの流れ

介護(介護予防)サービス利用までの流れ



要介護(要支援)認定の通知

在宅でサービス利用を希望

(P.18~)

居宅介護支援事業者または
高齢者支援センターささえりあに
ケアプランの作成を依頼する



市へ届け出

※依頼を受けた事業者が
「居宅サービス計画作成依頼届出書」
の提出を代行してくれます。

ケアプラン
(居宅(介護予防)サービス計画)の作成

居宅介護支援事業所のケアマネジャー(介護支援専門員)、又は高齢者支援センターささえりあの保健師等が利用者の希望を聞きながら、一緒にサービスの利用について考えます。
※自己負担はありません。



サービス事業者と契約

訪問介護(ホームヘルパー)、訪問看護や、デイサービスなどを行うサービス事業者と契約します。



サービス利用開始

ケアプランに基づいてサービスを利用します。



施設への入所を希望

(P.32~)

介護保険施設と契約する

入所を希望する施設へ直接申し込みます。



施設サービス
計画の作成

入所した施設で、ケアマネジャー(介護支援専門員)が利用者にあつた施設サービス計画を作ります。



サービス利用開始

施設サービス計画に基づいてサービスが提供されます。



2 自分にあったケアプラン作成、介護サービスとその費用

居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)作成とケアマネジャー

- ・自分にあった介護サービスを利用するために、介護(介護予防)サービスを利用する時は、居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)を作成することになっています。
- ・居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)とは、必要な介護サービスがきちんと利用できるよう、介護支援専門員等が本人や家族の意見や希望を聞いたうえで、ひとりひとりの状況に応じたサービス内容やスケジュールを計画したものです。

■予防給付対象者(要支援1・2の方)

高齢者支援センターささえりあの保健師等又は、高齢者支援センターささえりあから委託された居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)が、利用者の機能回復を目指した予防重視のケアプランを作成します。

■介護給付対象者(要介護1～5の方)

居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)が、利用者が自立した生活を安心して送れるように本人の希望や状態に応じたケアプランを作成します。

※居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)は定期的に見直されます。

なお、居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)の作成は、利用者自身で行うこともできます。

具体的には…

ケアマネジャーとは…



- 介護を必要とする方や家族の相談に応じ、アドバイスをします。
- 利用者の希望を確認しながら、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成します。
- サービス提供事業者への連絡や手配などを行います。
- 申請や更新の手続きを代行します。
- 施設入所を希望する方に適切な施設選びのお手伝いをします。

●居宅(介護予防)サービス計画費は全額介護保険から支給されていますので、利用者負担はありません。

2 自分にあったケアプラン作成、介護サービスとその費用

介護保険で受けられるサービス

要支援か要介護かによって、受けられるサービスが異なります。
要支援の方は「介護予防サービス」、要介護の方は「介護サービス」を受けることになります。

介護予防サービス…… 予防 と表示

生活機能の低下や重度化を防ぐ観点から、今現在の身体機能をできるだけ活用し、またリハビリテーションで機能改善を図る予防中心のサービスです。

介護サービス…… 介護 と表示

重度化を防止し、生活機能の改善を図りながら、できるだけ本人が「自立」した生活を送るための支援をするサービスです。

■利用限度額

在宅サービス(地域密着型サービスを含む)は要介護度(「要支援1・2」「要介護1～5」)ごとに介護保険で利用できる上限が決まっています。この利用限度額を超えて利用された場合、超えた額は全額自己負担となります。

要介護度	利用限度額/月	利用者負担額/月
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

※上の表の利用者負担額や、P21からの自己負担額は、1割負担の場合を想定して、記載しています。

2 自分にあったケアプラン作成、介護サービスとその費用

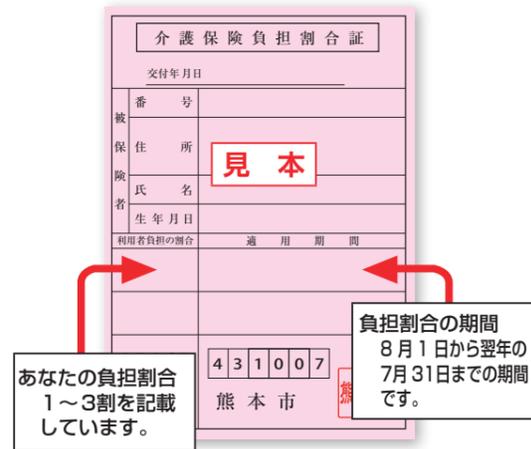
介護保険サービスの費用の利用者負担割合

65歳以上の方の介護保険サービスの利用者負担割合は、本人及び世帯の所得の状況によって1～3割となります。

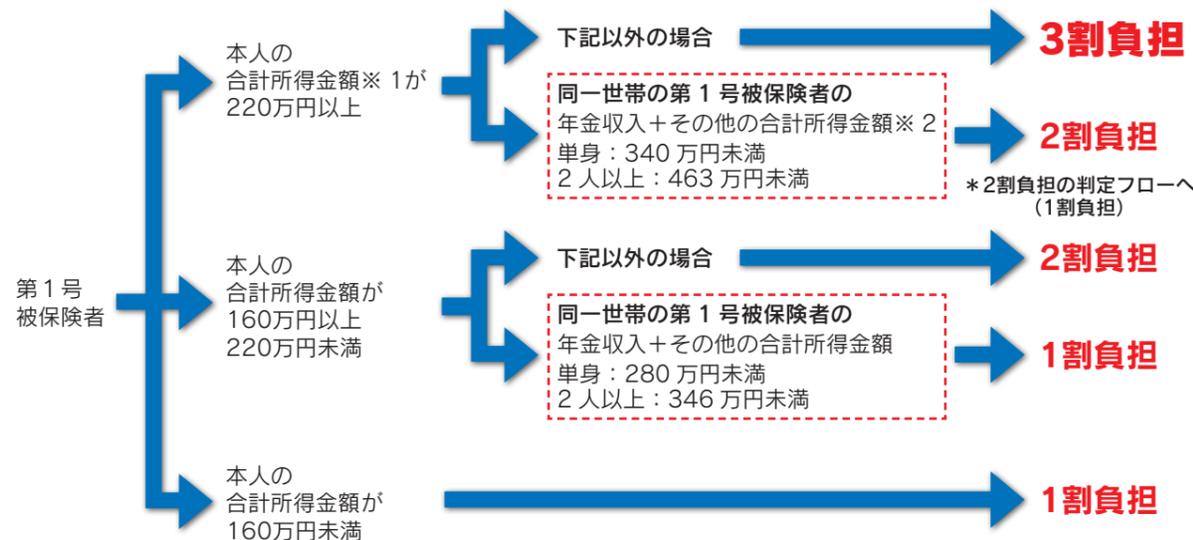
(40歳～64歳の介護サービス利用者は所得に関わらず負担割合は1割のままです。)

要介護・要支援認定を受けた方すべてに「**介護保険負担割合証**」を発行します。介護サービス利用の際に負担する割合を記していますので、自分の負担割合を確認してください。

介護サービスを利用するときには介護保険の「被保険者証」と「負担割合証」の2枚一緒に介護サービス事業所に提示してください。



◆ 介護保険の利用者負担割合(1～3割)の基準



※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額
 ※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた額
 ※3 第2号被保険者、市町村民税非課税者、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

2 自分にあったケアプラン作成、介護サービスとその費用

介護(介護予防)サービスの種類

※自己負担額は、負担割合が1割の場合の金額です。

● 居宅サービス

訪問介護(ホームヘルプサービス) 介護

ホームヘルパーが家庭を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助や、炊事、掃除、洗濯など日常生活の手助けを行います。

このサービスは、住み慣れた家で生活を続けたいという本人や家族等の期待に応えるサービスで、比較的要介護状態が軽い方から、外出が困難な重度の方まで、幅広く要介護(要支援)の方々の日常生活を支えるとともに、その家族の介護負担を軽減するなど、在宅生活を支える柱とも言うべき介護サービスです。

■ 自己負担の目安

訪問介護

◆ 身体介護(日常生活動作の介助)

入浴・排せつ・食事・更衣・移動等の日常生活動作の介助。

サービス費用			
■ 身体介護		自己負担額(1回につき)	
20分未満	167円	30分以上1時間未満	396円
20分以上30分未満	250円	1時間以上1時間30分未満	579円

◆ 生活援助(日常生活に必要な援助)

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活に必要な援助。

サービス費用		自己負担額(1回につき)	
20分以上45分未満	183円	45分以上	225円



※介護予防訪問介護については、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。(詳しくはP66.67へ)

介護サービスとその費用(在宅)

このような行為は介護保険サービスでは利用できません

訪問介護時に直接本人の援助にならない行為、日常生活の援助にならない行為は介護保険給付の対象とはなりません。



植木の剪定等の園芸、
草むしりや花木の水やり

犬の散歩
ペットの世話

大掃除

来客の応対

その他、車の洗車・掃除、室内外の家屋のペンキ塗り、話し相手や留守番、部屋の模様替え、正月・節句などの手間のかかる料理など。

◆通院等のための乗車・降車の介助

通院等のため、車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、受診等の手続きの介助を行います。
ただし、介護度が「要支援」の方はこのサービスを利用できません。

※運転時間中の移送行為そのものは介護報酬の対象ではないため、移送にかかる経費(運賃)は自己負担となります。



サービス費用

■通院等のための乗車・降車の介助

1回(片道) ———— 99 円

自己負担額

◎要介護1以上の方がご利用できます。

訪問入浴介護

予防
介護

入浴が困難な寝たきりの要介護者等の家庭を、入浴設備を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

入浴には、体を清潔にするといった衛生面の効用だけでなく、疲れを癒すなどの効果もあります。

自力で入浴できない要介護者等の心と体のリフレッシュに効果的な介護サービスであるとともに、入浴の介助を行う家族の介護負担の軽減を図る介護サービスです。



■自己負担の目安

サービス費用

■介護予防訪問入浴介護

全身入浴

自己負担額
(1回につき)

852 円

■訪問入浴介護

全身入浴

自己負担額
(1回につき)

1,260 円

訪問看護

予防
介護

医学的な管理が必要な要介護者等が、安心して在宅で療養生活が送れるように、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などが家庭を訪問して、主治医と連携をとりながら病状観察や服薬の管理、床ずれの手当てなど療養上の世話を行うほか、こうした疾病を抱えた本人や、その家族の心のケアなどの医学的な専門技術を要する支援を行います。

■自己負担の目安

サービス費用

■介護予防訪問看護

	訪問看護ステーション 自己負担額(1回につき)	病院・診療所 自己負担額(1回につき)
20分未満(早朝や夜間、深夜のみ)	302 円	255 円
30分未満	450 円	381 円
30分以上1時間未満	792 円	552 円
1時間以上1時間30分未満	1,087 円	812 円

■訪問看護

	訪問看護ステーション 自己負担額(1回につき)	病院・診療所 自己負担額(1回につき)
20分未満(早朝や夜間、深夜のみ)	313 円	265 円
30分未満	470 円	398 円
30分以上1時間未満	821 円	573 円
1時間以上1時間30分未満	1,125 円	842 円

※次の場合は別に料金がかかることがあります。

1. 特別な管理が必要な人が、夜間に計画外の訪問看護を受けた場合
2. サービス利用者が亡くなる前、24時間以内にターミナルケアを行った場合



訪問リハビリテーション 予防 介護

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が医師の指示に基づき、家庭を訪問して日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

リハビリテーションは機能維持と機能回復を目指すもので、要介護者等の日常生活動作(入浴・排せつ・食事等)の自立を促し、その結果、家族の介護負担が軽減されるほか、社会参加の実現を目指します。

■自己負担の目安

サービス費用

■介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーションとも	1回につき	自己負担額 307円
---------------------------------------	-------	---------------

※次の場合は別に料金がかかることがあります。

- 1.集中的にリハビリテーションを受けた場合等

居宅療養管理指導 予防 介護

介護を必要とする方々の中には、疾病や事故などにより、心身に何らかの障がいを負い、医学的な管理を必要とされる方がおられます。

このような方に対する医学的な管理は、身体的・精神的状態を把握し、対象者がより快適で人間らしい生活を送ることができるように、他の介護サービスとの連携等も含め、適切な対応が必要となります。

その際、病状が不安定で再発や合併症などの危険があるか、治療が必要な疾病を持っているか、リハビリを必要とするか、入院入所の判断が必要か、生命維持に必要な器具をつけているか等といった視点での把握が必要です。

居宅療養管理指導は、通院が困難な方に対して医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が家庭を訪問して療養上の管理や指導を行います。

■自己負担の目安

サービス費用

■介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導とも	
医師が行う場合	歯科衛生士等が行う場合
利用限度回数 1ヶ月に2回	自己負担額(1回につき) 514円
利用限度回数 1ヶ月に4回	自己負担額(1回につき) 361円
薬局の薬剤師が行う場合	医療機関の薬剤師が行う場合
利用限度回数 1ヶ月に4回	自己負担額(1回につき) 517円
利用限度回数 1ヶ月に2回	自己負担額(1回につき) 565円
歯科医師が行う場合	管理栄養士が行う場合
利用限度回数 1ヶ月に2回	自己負担額(1回につき) 516円
利用限度回数 1ヶ月に2回	自己負担額(1回につき) 544円又は524円

通所介護(デイサービス) 介護

社会生活の助長に大きな目標を持つ通所介護(デイサービス)は、通所介護事業所に通ってもらい入浴や食事の際の支援、その他日常生活の世話を中心に行います。

この通所介護(デイサービス)は、要介護者等の健全で安定した在宅生活の助長、社会的孤立感の解消、心身の機能の維持向上を図るとともに、家族の身体的・精神的な介護負担の軽減を図ろうとするサービスです。

■自己負担の目安

サービス費用

■通所介護(デイサービス)(通常規模事業所)		※食費については、別途に自己負担があります。
7時間以上～8時間未満の場合	8時間以上～9時間未満の場合	
※送迎を含む	自己負担額(1日につき)	※送迎を含む
要介護1	655円	要介護1
要介護2	773円	要介護2
要介護3	896円	要介護3
要介護4	1,018円	要介護4
要介護5	1,142円	要介護5
		自己負担額(1日につき)
		要介護1
		要介護2
		要介護3
		要介護4
		要介護5

※介護予防通所介護については、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。(詳しくはP66.67へ)

通所リハビリテーション(デイケア) 予防 介護

機能訓練を中心に身体面の維持・改善に主たる目標が置かれている通所リハビリテーション(デイケア)は、老人保健施設や病院・診療所に通ってもらい、心身の機能の維持回復を図るために理学療法、作業療法を中心にリハビリテーションを行います。

■自己負担の目安

サービス費用

■介護予防通所リハビリテーション		※食費については、別途に自己負担があります。
1.共通的服务	2.選択的服务	自己負担額(1ヶ月につき)
※送迎、入浴を含む	自己負担額(1ヶ月につき)	※次の場合は、別に料金がかかることがあります。
要支援1	2,053円	1.集中的にリハビリテーションを受けた場合
要支援2	3,999円	2.個別にリハビリテーションを受けた場合
		3.選択的服务を複数受けた場合 等
		運動器機能向上
		栄養改善
		口腔機能向上
		225円
		200円
		150又は160円
■通所リハビリテーション(通常規模事業所)		
7時間以上～8時間未満の場合		
※送迎を含む	自己負担額(1日につき)	
要介護1	757円	
要介護2	897円	
要介護3	1,039円	
要介護4	1,206円	
要介護5	1,369円	



短期入所サービス(ショートステイ) 予防 介護

◆短期入所生活介護

在宅で介護を行っている家族等が、入院や冠婚葬祭等の行事、仕事の都合あるいは介護疲れの休養や家族旅行等により自宅での介護ができない場合に、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に一時的に入所して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活の世話及び機能訓練が受けられます。

■自己負担の目安

サービス費用

■介護予防短期入所生活介護

併設型・多床室 介護老人福祉施設の利用(1日につき)	自己負担額
要支援1	446円
要支援2	555円

■短期入所生活介護

併設型・多床室 介護老人福祉施設の利用(1日につき)	自己負担額
要介護1	596円
要介護2	665円
要介護3	737円
要介護4	806円
要介護5	874円

※食費・滞在費については、別途に自己負担があります。
 ※次の場合は別に料金がかかることがあります。
 1. 送迎が必要と認められた利用者を自宅から施設まで送迎する場合
 2. 利用者の状態を考慮して管理栄養士・栄養士をつけた場合 3. 利用者の状態を考慮して療養食を提供した場合

◆短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護医療院、病院・診療所において、医学的な管理のもとでの介護や機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の世話が受けられます。

■自己負担の目安

サービス費用

■介護予防短期入所療養介護

多床室 介護老人保健施設(1日につき)	自己負担額
(従来型の場合)	
要支援1	610円
要支援2	768円

※食費・滞在費については、別途に自己負担があります。
 ※次の場合は別に料金がかかることがあります。
 1. 送迎が必要と認められた利用者を自宅から施設まで送迎する場合
 2. 利用者の状態を考慮して管理栄養士・栄養士をつけた場合
 3. 利用者の状態を考慮して療養食を提供した場合
 4. 個別又は集中的にリハビリテーションを受けた場合
 5. やむを得ない理由により、緊急に短期入所を利用した場合

■短期入所療養介護

多床室 介護老人保健施設(1日につき)	自己負担額
要介護1	827円
要介護2	876円
要介護3	939円
要介護4	991円
要介護5	1,045円

●短期入所サービスの利用日数

短期入所を連続して利用できる日数は30日までです。連続して30日を超えない場合であっても、短期入所の利用日数は、要介護などの有効期間のおおむね半分を超えないことを目安としています。

特定施設入居者生活介護 予防 介護

介護サービスを提供する特定施設として指定を受けている有料老人ホームやケアハウス等に入所している方が入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練および療養上の世話などを受けるところです。

■自己負担の目安

サービス費用

■介護予防特定施設入居者生活介護

	自己負担額(1日につき)
要支援1	182円
要支援2	311円

■短期利用特定入居者生活介護

	自己負担額(1日につき)
要介護1	538円
要介護2	604円
要介護3	674円
要介護4	738円
要介護5	807円

■特定施設入居者生活介護

	自己負担額(1日につき)
要介護1	538円
要介護2	604円
要介護3	674円
要介護4	738円
要介護5	807円



障がい福祉サービスを受けていますが介護保険サービスは受けられるのですか？



現在受けられている障がい福祉サービスの内容によりますが、同様のサービスが介護保険にあれば、介護保険サービスが障がい福祉サービスに優先して提供されます。



有効期間内にサービスを受けている本人の状態が変化した場合は、どうすればよいのでしょうか？



一度決定した要介護認定の有効期間内でも、要介護認定を変更するための申請を行うことができます。その結果、状態に変化が認められれば、要介護認定が変更される場合があります。但し、病状の変化が一時的なものではなく、一定期間継続する場合のみ申請してください。

福祉用具貸与

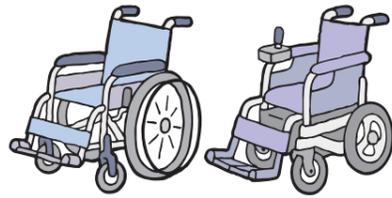
予
防
介
護

心身の機能が低下した要介護者等に日常生活の自立を助ける用具の貸し出しを行うサービスです。

●車いす

自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。

- ①自走用標準型車いす
- ②普通型電動車いす



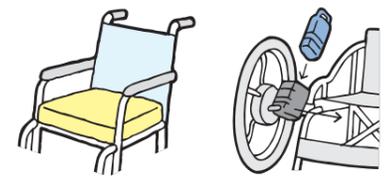
- ③介助用標準型車いす



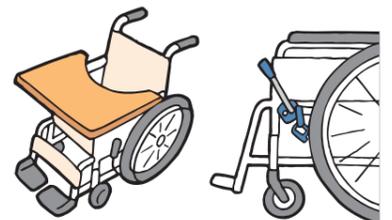
●車いす付属品

クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。

- ①クッション又はパッド
- ②電動補助装置



- ③テーブル
- ④ブレーキ



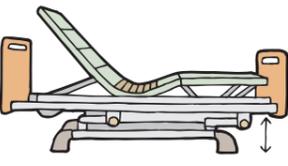
●特殊寝台

サイドレールが取り付けられているもの、又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの。

- ①背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能



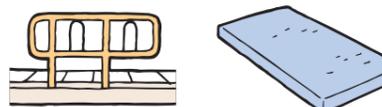
- ②床板の高さが無段階に調整できる機能



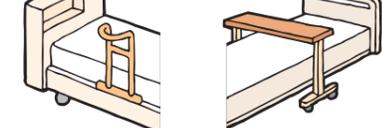
●特殊寝台付属品

マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。

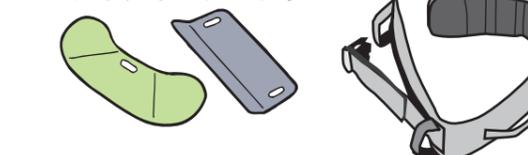
- ①サイドレール
- ②マットレス



- ③ベッド用手すり
- ④テーブル



- ⑤スライディングボード・スライディングマット
- ⑥介助用ベルト

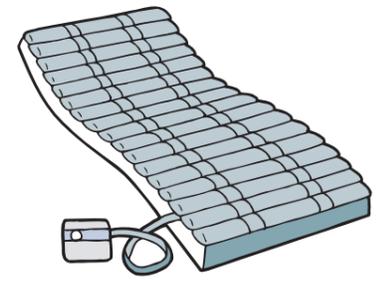


●床ずれ防止用具

次のいずれかに該当するものに限る。

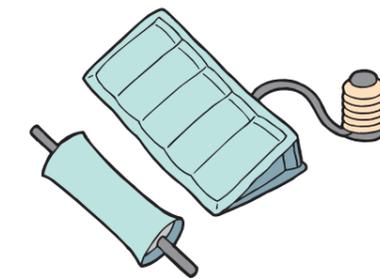
- ①送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット

- ②水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット



●体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するもの限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。



●歩行器

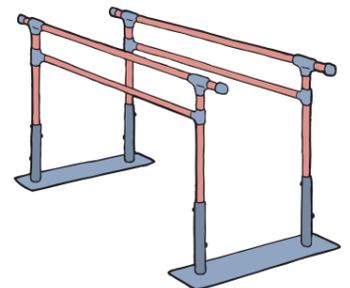
歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。

- ①車輪を有するもの
にあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
- ②四脚を有するもの
にあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの



●手すり

取付に際し工事を伴わないものに限る。



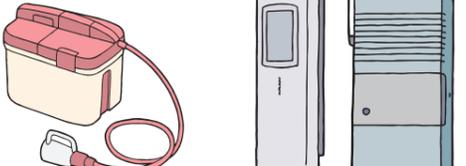
●歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多点杖に限る。



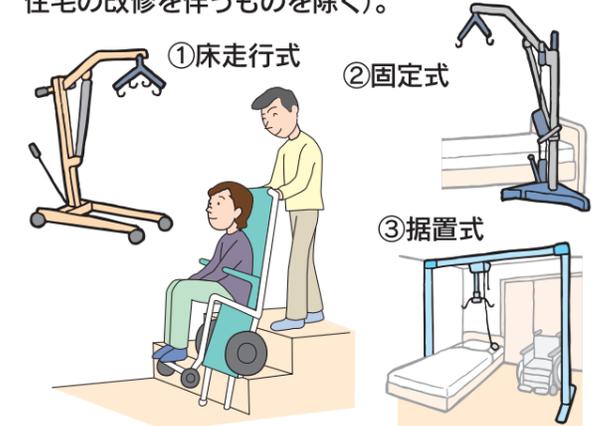
●自動排泄処理装置

尿又は便が自動的に吸引されるもので、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。交換可能部品を除く。



●移動用リフト

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付に住宅の改修を伴うものを除く)。



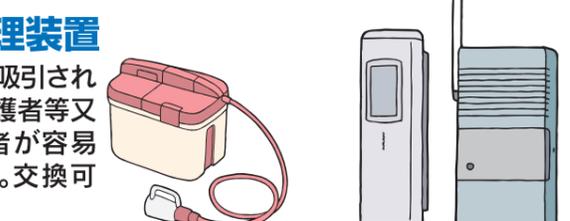
●スロープ

段差解消のためのものであって、取付に際し工事を伴わないものに限る。



●認知症老人徘徊感知機器

認知症老人が屋外へ出ようとした時、又は屋内のある地点を通過した時にセンサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの。



■自己負担の目安

サービス費用

■福祉用具貸与

1ヶ月ごとの利用限度額の範囲内で実際にかかった費用の1割～3割
※価格は、事業者によって異なりますので、直接お問い合わせください。

車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具および体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具の部分を除く)については、原則要介護1および要支援1・2の方についてはお使いいただけません。

また、自動排泄処理装置の中で、便を自動的に吸引する商品は、要介護4・5の方のみ利用できます。

※例外がありますので、詳細はケアマネジャーにご相談ください。

介護サービスとその費用(在宅)

住宅改修

予防
介護

要介護者等が住み慣れた家で生活するために、住宅を改修することは、本人が持っている能力を生かした日常生活の自立支援、事故の防止や介護者の負担軽減に有効な方法です。

介護保険では、一定の範囲内で住宅改修に対しての保険給付を行います。

このサービスは、在宅の要介護者等が実際に居住する住宅の改修について、同一住宅同一対象者で20万円が支給限度基準額とされています。

なお、この制度を利用される場合は事前申請が必要となっています。

事前申請のない住宅改修については支給の対象とならない場合がありますので、住宅改修をお考えの場合は事前にケアマネジャーにご相談ください。

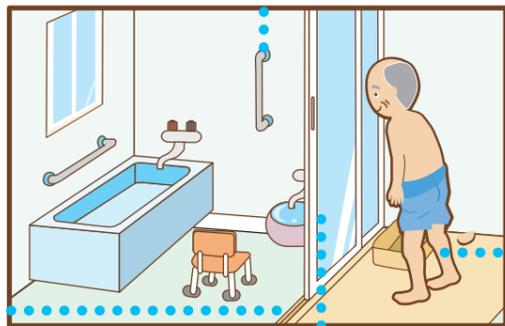


改修前にはケアマネジャーに相談してください

滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

具体的には、居室においては畳敷きから板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものです。

手すりの取付け



段差の解消

具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものです。通路等の傾斜の解消及びスロープの設置に伴う転落防止柵の設置も含まれます。

洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定されます。



引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

上記住宅改修に付帯して必要となるその他工事

※介護保険以外にも高齢者及び障がい者住宅改修費助成事業があります。

◎お問い合わせ先 高齢者支援センターささえりあ (詳しくは9ページ)

●住宅改修費及び特定福祉用具購入費の受領委任払いについて

償還払い(費用の全額を施工・販売業者に支払い、費用の対象額から自己負担分を差し引いた額を後日お返す方法)に加え、要件を満たす場合に限り、受領委任払い(費用の対象額から自己負担分を差し引いた額を被保険者から受領委任を受けた施工・販売業者に市から直接支払う方法)を選択することができます。

特定福祉用具販売

予防
介護

介護保険制度による福祉用具の利用は、レンタル(貸与)が基本となりますが、入浴用具や排せつ用具といった直接身体を密着させるものなど、用具の種類によっては、レンタルになじまない用具があります。そこで、そのような用具については、購入に対して保険給付を行うこととしています。このサービスは、同一年度内においては、10万円が支給限度基準額とされています。

●腰掛便座

①和式便器の上に置いて(固定して)腰掛け式に変換するもの



②洋式便器の上に置いて高さを補うもの



③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの

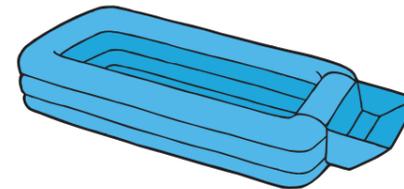


④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)



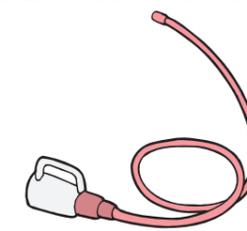
●簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。



●自動排泄処理装置の交換可能部品

(自動排泄処理装置の本体は福祉用具貸与になります。)



●入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

②浴槽用手すり



③浴槽内いす



④入浴台



⑤浴室内すのこ



⑥浴槽内すのこ

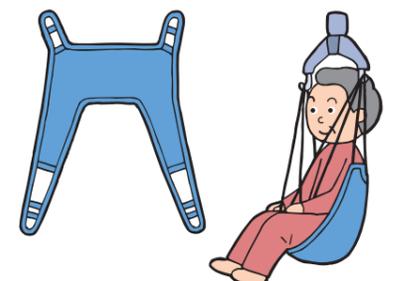


⑦入浴用介助ベルト



①入浴用いす

●移動用リフトのつり具の部分



●排泄予測支援機器

(専用ジェル等装着の都度消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く)

福祉用具の購入は県又は市の指定を受けた販売業者以外から購入すると、保険給付の対象となりませんのでご注意ください。指定販売事業者については、市のホームページでご覧いただくか、担当のケアマネジャー、高齢者支援センターささえりあ、各区役所福祉課でご相談ください。

●施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 介護

食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。介護保険の施設サービス計画に基づく入浴、排せつ、食事などの介助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを受けることができます。原則として、要介護3以上の方が入所対象となります。

■自己負担の目安

サービス費用

■介護老人福祉施設 標準的な1日の費用

多床室		ユニット型個室・ユニット型個室の多床室	
	自己負担額		自己負担額
要介護1	573円/日	要介護1	652円/日
要介護2	641円/日	要介護2	720円/日
要介護3	712円/日	要介護3	793円/日
要介護4	780円/日	要介護4	862円/日
要介護5	847円/日	要介護5	929円/日

※施設の規模等によって自己負担額が異なる場合があります。
 ※食費・居住費・日常生活費は別に必要になります。
 ※このほか、施設によって必要な加算費用があり、別途に料金がかかることがあります。



介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所を希望していますが、どこもいっぱい順番待ちと言われました。どうすればよいのでしょうか？

こたえ



現在、介護保険施設の入所基準が改正され、必要度の高い人が優先的に入所できることとなっています。それぞれの介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)では、入所の必要性を客観的に判断するためのガイドラインを作成することになっていますので、施設にその内容を確認してください。

それでも施設へ入所できない場合は、担当のケアマネジャーへ相談したり、他の入所施設へ対象を広げたり、他のサービスを利用することも併せて考えてみてはいかがでしょうか？

介護老人保健施設 介護

病状が安定し、リハビリテーションや看護や介護に重点を置いたケアが必要な方が入所します。介護保険の施設サービス計画に基づく、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話などを受けることができます。

■自己負担の目安

サービス費用

■介護老人保健施設 標準的な1日の費用

多床室		ユニット型個室・ユニット型個室の多床室	
	自己負担額		自己負担額
要介護1	788円/日	要介護1	796円/日
要介護2	836円/日	要介護2	841円/日
要介護3	898円/日	要介護3	903円/日
要介護4	949円/日	要介護4	956円/日
要介護5	1,003円/日	要介護5	1,009円/日

※食費・居住費・日常生活費は別に必要になります。
 ※このほか、施設によって必要な加算費用があり、別途に料金がかかることがあります。

介護療養型医療施設(病院・診療所) 介護

長期の療養を必要とし、医学的管理が必要な方のための施設です。介護保険の施設サービス計画に基づく、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療などを受けることができます。

■自己負担の目安

サービス費用

■介護療養型医療施設 標準的な1日の費用(病院)

多床室		ユニット型個室・ユニット型個室の多床室	
	自己負担額		自己負担額
要介護1	686円/日	要介護1	706円/日
要介護2	781円/日	要介護2	801円/日
要介護3	982円/日	要介護3	1,002円/日
要介護4	1,070円/日	要介護4	1,090円/日
要介護5	1,146円/日	要介護5	1,166円/日

※食費・居住費・日常生活費は別に必要になります。
 ※このほか、施設によって必要な加算費用があり、別途に料金がかかることがあります。

介護医療院 介護

平成30年4月より創設された「介護医療院」は、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

■自己負担の目安

サービス費用

■介護医療院 標準的な1日の費用

多床室		ユニット型個室・ユニット型個室の多床室	
	自己負担額		自己負担額
要介護1	813円/日	要介護1	842円/日
要介護2	921円/日	要介護2	951円/日
要介護3	1,154円/日	要介護3	1,188円/日
要介護4	1,252円/日	要介護4	1,288円/日
要介護5	1,342円/日	要介護5	1,379円/日

※食費・居住費・日常生活費は別に必要になります。
 ※このほか、施設によって必要な加算費用があり、別途に料金がかかることがあります。

●地域密着型サービス

お年寄りが住みなれた地域で生活をつづけられるように、身近な生活圏ごとにサービス拠点を
をつくり、地域の実情にあわせたサービスを行います。

認知症対応型通所介護 予防 介護

認知症のお年寄りにデイサービスセンターなどに通ってもらい、日常生活の介助や機能訓練をします。

■自己負担の目安

サービス費用

■介護予防認知症対応型通所介護

単独型	1日に7～8時間の利用	自己負担額(1日につき)
要支援1		859円
要支援2		959円

※食費については、別途に自己負担があります。

■認知症対応型通所介護

単独型	1日に7～8時間の利用	自己負担額(1日につき)
要介護1		992円
要介護2		1,100円
要介護3		1,208円
要介護4		1,316円
要介護5		1,424円

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 予防 介護

認知症のお年寄りが少人数で共同生活しながら、介護スタッフによる食事、入浴、排せつなどの介助を受けます。 ※要支援1の方は利用できません。

■自己負担の目安

(1ユニット)

サービス費用

■介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ■認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

自己負担額(1日につき)		自己負担額(1日につき)	
要支援2	760円	要介護1	764円
		要介護2	800円
		要介護3	823円
		要介護4	840円
		要介護5	858円

※家賃・食費・水光熱費・日用品費やオムツ代等は自己負担となります。



小規模多機能型居宅介護 予防 介護

通所サービスを中心に、顔なじみの職員による「訪問サービス」や「宿泊サービス」などを組み合わせて、必要に応じたサービスを提供します。なお、このサービスを受けているときは、内容が重複するほかのサービスを受けることはできません。

■自己負担の目安

サービス費用

■介護予防小規模多機能型居宅介護

自己負担額(1ヶ月につき)	
要支援1	3,438円
要支援2	6,948円

※食費・宿泊費については、別途に自己負担があります。
※同一建物居住者に対してサービスを提供する場合は、自己負担額が約1割軽減されます。

■小規模多機能型居宅介護

自己負担額(1ヶ月につき)	
要介護1	10,423円
要介護2	15,318円
要介護3	22,283円
要介護4	24,593円
要介護5	27,117円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介護

定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護など利用者の状況に応じたサービスの提供及び日常生活上の緊急時の対応を行います。

■自己負担の目安

サービス費用

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスを行わない場合)

自己負担額(1ヶ月につき)	
要介護1	5,697円
要介護2	10,168円
要介護3	16,883円
要介護4	21,357円
要介護5	25,829円

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスを行う場合)

自己負担額(1ヶ月につき)	
要介護1	8,312円
要介護2	12,985円
要介護3	19,821円
要介護4	24,434円
要介護5	29,601円

看護小規模多機能型居宅介護 介護

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護のサービスを同一の事業所から受けることができます。

■自己負担の目安

サービス費用

■看護小規模多機能型居宅介護

自己負担額(1ヶ月につき)	
要介護1	12,438円
要介護2	17,403円
要介護3	24,464円
要介護4	27,747円
要介護5	31,386円

※食費・宿泊費については、別途に自己負担があります。
※同一建物居住者に対してサービスを提供する場合は、自己負担額が約1割軽減されます。

夜間対応型訪問介護 介護

早朝や夜間に介護員が定期巡回して、短時間の介助や安否確認を行います。定期巡回を利用しない方も、緊急時などに随時訪問サービスを利用することができます。

■自己負担の目安

サービス費用

■夜間対応型訪問介護

自己負担額	
基本夜間対応訪問介護費	1ヶ月 1,025円
定期巡回サービス	1回 386円
随時訪問サービス	1回 588円
随時訪問サービス(訪問介護員が2人の場合)	1回 792円

※地域にオペレーションセンターを設立している場合の金額です。



地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護

定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームに入所している方は、施設で入浴、排せつ、食事の介助その他のサービスと機能訓練などを受けることができます。
原則として、要介護3以上の方が、入所対象となります。

■自己負担の目安

サービス費用

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

自己負担額(1日につき)

要介護1	661円	※ユニット型個室を利用した場合の金額です。 ※食費・居住費・日常生活費は別に必要になります。 ※このほか、施設によって必要な加算費用があり、別途に料金がかかることがあります。
要介護2	730円	
要介護3	803円	
要介護4	874円	
要介護5	942円	

地域密着型通所介護 介護

日中、利用定員18人以下の小規模のデイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

■自己負担の目安

サービス費用

■地域密着型通所介護

7時間以上8時間未満の利用

自己負担額(1日につき)

8時間以上9時間未満の利用

自己負担額(1日につき)

要介護1	750円	要介護1	780円
要介護2	887円	要介護2	922円
要介護3	1,028円	要介護3	1,068円
要介護4	1,168円	要介護4	1,216円
要介護5	1,308円	要介護5	1,360円

地域密着型特定施設入居者生活介護 介護

介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排泄・食事などの介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

■自己負担の目安

サービス費用

■地域密着型特定施設入居者生活介護サービス

自己負担額(1日につき)

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

3 事業者えらびのポイント